

平成 31 年度 4 月 韮崎市農業委員会議事録

1. 開催日時 平成 31 年 4 月 25 日 (木) 13:30~14:30

2. 開催場所 韮崎市役所 別館 201 会議室

3. 出席委員 (33 人)

農業委員

1 番 柳本 進
2 番 中村 正三
3 番 相山 泰
4 番 小澤 豊
5 番 岩村 栄比古
6 番 小川 龍馬
7 番 神谷 昇次
8 番 守屋 勝弥
9 番 矢巻 文司
10 番 笹本 武光
11 番 藤巻 正朝
12 番 功刀 福幸
13 番 小野 弘文
14 番 久保田 一弘
15 番 矢崎 貢太郎
16 番 矢崎 清香
17 番 齊藤 一成
18 番 横内 金弥
19 番 新奥 長生

農地利用最適化推進委員

1 番 瀧田 正充
2 番 渡邊 昭夫
3 番 近藤 友文
4 番 横森 一郎
5 番 欠瀬 勝男
6 番 山岸 健司
7 番 嶋津 榮男
8 番 佐藤 安茂
9 番 田邊 幸男
10 番 根岸 喜長
11 番 山本 幸治
12 番 清水 寛文
13 番 漆原 富士夫
14 番 上野 和雄

4. 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 会議書記の指名

第 3 議案第 1 号	農地法第 3 条の規定による申請の承認について	4 件
議案第 2 号	農地法第 4 条の規定による申請の承認について	1 件
議案第 3 号	農地法第 5 条の規定による申請の承認について	6 件
議案第 4 号	経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農地利用集積計画の承認について	4 件
議案第 5 号	経営基盤強化促進法第 19 条による農地中間管理権の取得の承認について	2 件
報告第 1 号	農地法第 3 条第 3 項の規定による届出について	1 件
報告第 2 号	農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について	1 件

5. 農業委員会事務局職員

事務局長 東條 匡志
書記 早川 洋
書記 (主幹) 梶 喜美子

6. 会議の概要

事務局

只今から平成 31 年度 4 月 葦崎市農業委員会を開会いたします。はじめに、柳本会長よりあいさつをお願いします。

会 長

(会長あいさつ)

事務局

それでは、葦崎市農業委員会会議規則第 5 条により、本日の議案審議については会長が議長をとめます。議事の進行をお願いします。

議 長

本日、出席委員は 19 名中 19 名で、定足数に達しております。

次に、葦崎市農業委員会会議規則第 16 条第 3 項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なし)

では、6 番 小川委員、7 番 神谷委員をお願いいたします。会議書記には事務局職員の早川氏と柗氏を指名いたします。

なお、葦崎市農業委員会会議規則第 12 条第 2 項により農地利用最適化推進委員の出席を許可します。そして、発言についても同会議規則第 12 条第 3 項に基づき議長が指名することで発言してください。それでは、概要説明と会務報告を事務局よりお願いします。

事務局

それでは概要説明に入らせていただきます。

議案第 1 号	農地法第 3 条の規定による申請の承認について	4 件	7,183 m ²
議案第 2 号	農地法第 4 条の規定による申請の承認について	1 件	250 m ²
議案第 3 号	農地法第 5 条の規定による申請の承認について	6 件	7,084 m ²
議案第 4 号	経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農地利用集積計画の承認について	4 件	8,446 m ²
議案第 5 号	経営基盤強化促進法第 19 条の規定による農地中間管理権の取得の承認について	2 件	1,915 m ²
報告第 1 号	農地法第 3 条第 3 項の規定による届出について	1 件	151 m ²
報告第 2 号	農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について	1 件	1,292 m ²

となります。

次に、会務報告ですが、4 月 8 日 山梨県農業会議常設常任議員会議に柳本会長が出席いたしました。

議 長

ただ今の報告について、何かご発言ございますか。

(発言なし)

以上で概要説明と会務報告を終わります。

それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による申請の承認について」を、議題といたします。
事務局より議案の説明をお願いします。

事務局

それでは、議案集の1ページをご覧ください。今月の農地法第3条の許可申請は、所有権の移転に関するものが4件です。

受付番号1番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）経営拡大のための所有権移転の申請であります。

受付番号2番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）経営拡大のための所有権移転の申請であります。

受付番号3番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）経営拡大のための所有権移転の申請であります

受付番号4番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）経営拡大のための所有権移転の申請であります。

各案件は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可案件の全てを満たすと考えます。

議長

これより質疑に入ります。質問、意見等がございますか。

（質問意見なし）

議長

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第1号、受付番号1番から4番について原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長

全員賛成ですので、議案第1号、受付番号1番から4番は原案のとおり承認いたしました。

次に、議案第2号「農地法第4条の規定による申請の承認について」を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局

それでは、議案集3ページをご覧ください。今月の農地法第4条の許可申請は1件であります。

受付番号1番（土地の所在・申請人についての説明）申請地はR141線西約15mで、農家住宅の申請であります。

議長

ただいまの事務局の説明に関連して地区担当委員からの報告をお願いします。

受付番号1番について、岩村委員をお願いします。

岩村委員

申請地は、農地として使用されていません。追認ということで、今後の耕作地としての利用価値もなく、周辺農地への影響もないので許可相当と思います。

議長

これより、質疑に入ります。

（質問、意見なし）

議 長

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第2号、受付番号1番について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第2号、受付番号1番については、原案のとおり許可相当として県知事に意見書を送付いたします。

次に、議案第3号「農地法第5条の規定による承認について」を、議題に供します。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局

それでは、議案集4ページをご覧ください。今月の農地法第5条の許可申請は6件であります。受付番号1番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は上ノ山工業団地南東の角で、馬頭観音移設の申請です。

受付番号2番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は葦崎北東小学校東約130mで、個人住宅建設の申請であります。

受付番号3番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は受付番号2番の隣で、個人住宅用車庫の申請であります。

受付番号4番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は東芝タンガロイ南西で、個人住宅建設の申請であります。

受付番号5番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は東芝タンガロイ南西で、個人住宅建設の申請であります。

受付番号6番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地はサンフーズ近くで、サンフーズ関連会社の排水処理施設用地の申請であります。

議 長

ただいまの事務局の説明に関連して地区担当委員からの報告をお願いします。

受付番号1番について、中村委員をお願いします。

中村委員

この案件については、2月の委員会で報告済ですので事務局よりお願いします。

事務局

譲受人を変更しての申請（譲受人、変更理由を説明）であり、転用に変更はありません。

議 長

次に、受付番号2番、3番について岩村委員をお願いします。

岩村委員

2番ですが、申請地は耕作されていますが、今後の耕作地としての利用価値はありません。周辺農地は宅地化されていませんが、農地への影響はないと思われまますので許可相当と思います。

次に3番ですが、2番と同様で許可相当と思います。

議 長

次に、受付番号4番、5番について矢崎 清香委員をお願いします。

矢崎委員

4番ですが、申請地には作物は作っていませんが管理はされています。今後の耕作地としての利用価値はありますが、周辺は宅地化が進行しており、周辺農地への影響もないと思われますので許可相当と思います。

次に5番ですが、4番と同様に許可相当と思います。

議長

次に、受付番号6番について漆原委員お願いします。

漆原委員

申請地は、サンセパージュ(株)の隣接地にあり、柿・水稻を生産していますが、生産者が高齢のため、今後の維持管理が難しい状況とのことです。周辺農地への影響は無いと思われますので、許可相当と判断します。

議長

これより、質疑に入ります。

(質問、意見なし)

議長

よろしいですか。それでは採決いたします。議案3号、受付番号1番から6番について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、議案第3号、受付番号1番から6番については、原案のとおり許可相当として県知事に意見書を送付いたします。

次に、議案第4号「経営基盤強化促進法第18条の規定による農地利用集積計画の承認について」を、議題に供します。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局

議案集6ページをご覧ください。韮崎市農地利用集積計画の承認を求められています。新規設定が3件、再設定が1件です。

受付番号1番(土地の所在・貸付人・借受人についての説明)使用賃貸借、作物：水稻、期間：5年、新規設定です。

受付番号2番(土地の所在・貸付人・借受人についての説明)使用賃貸借、作物：水稻、期間：5年、新規設定です。

受付番号3番(土地の所在・貸付人・借受人についての説明)使用賃貸借、作物：水稻・野菜、期間：1年、新規設定です。

受付番号4番(土地の所在・貸付人・借受人についての説明)賃借料60,000円/年、作物：ぶどう、期間：15年、再設定です。

以上の計画申請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

議長

これより、質疑に入ります。

(質問、意見なし)

議 長

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第3号、「経営基盤強化促進法第18条の規定による農地利用集積計画について」原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第3号「経営基盤強化促進法第18条の規定による農地利用集積計画について」は原案のとおり承認いたします。

次に、議案第5号、「経営基盤強化法第19条による農地中間管理権の取得について」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局

議案集9ページをご覧ください。山梨県農業振興公社による農地中間管理権の取得の承認を求められています。新規設定が2件です。

受付番号1番(土地の所在・貸付人・借受人についての説明) 賃借料 6,174 円/年、作物：野菜、期間：10年8ヶ月です。

受付番号2番(土地の所在・貸付人・借受人についての説明) 賃借料 5,891 円/年、作物：野菜、期間：10年8ヶ月です。

議 長

これより、質疑に入ります。

(質問、意見なし)

議 長

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第5号、「経営基盤強化法第19条による農地中間管理権の取得について」原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第5号「経営基盤強化法第19条による農地中間管理権の取得について」は原案のとおり承認いたします。

次に、報告案件について、事務局より説明をお願いします。

事務局

今月の報告案件について説明いたします。

(報告第1号・2号の説明)

議 長

報告案件について、事務局より説明が終わりました。
報告案件ですので質疑等は省略いたします。

以上で、本日の議案の審議事項はすべて終了いたしました。
その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いいたします。

(発言なし)

議 長

それでは、以上をもちまして平成31年度4月葦崎市農業委員会議案審議を終了いたします。

事務局

近藤推進委員長職務代理より閉会のあいさつをお願いします。

近藤推進委員長職務代理

あいさつ

事務局

ありがとうございました。

議事に参与した者の職、氏名

早川 洋 書記

梶 喜美子 書記

以上、会議の顛末を記録し、相違ないことを証するため署名する。

署名委員_____

署名委員_____